

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	日本たばこ産業株式会社		コード	2914
提出日	2023/2/28	異動（予定）日	2023/3/24	
独立役員届出書の提出理由	・ 定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため			
<input checked="" type="checkbox"/>	独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）			

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意				
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし						
1	幸田 真音	社外取締役	○															○		有		
2	長嶋 由紀子	社外取締役	○																△		有	
3	木寺 昌人	社外取締役	○																△		有	
4	庄司 哲也	社外取締役	○																△		有	
5	谷内 繁	社外監査役	○																△	新任	有	
6	稲田 伸夫	社外監査役	○																	○	新任	有
7	山科 裕子	社外監査役	○																	○	新任	有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	<p>該当事項はありません。</p> <p>なお、幸田真音氏は過去に日本放送協会の経営委員を務め、現在は株式会社日本取引所グループの社外取締役です。当社は双方との間に支払関係がありますが、これらの役職は業務執行者にあたらなことから、上表「役員の属性」に記載していません。それぞれの支払金額は、日本放送協会の2021年度経常事業収入の0.001%未満、株式会社日本取引所グループの2021年度連結営業収益の0.005%未満であることに加え、いずれも当社の2022年度連結売上収益の0.001%未満であるため、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。</p> <p>また、日本放送協会に対する支払関係については、放送法に基づく交渉余地のない一定の受信料であり、事業取引に該当しないものです。</p>	<p>国際金融に関する高い識見や、政府等の審議会委員等を歴任された幅広い経験に加え、作家活動にて発揮されている深い洞察力と客観的な視点を当社の経営に反映していただくとともに、人事・報酬諮問委員会における委員長としても、独立・公正な立場から業務執行の監督に大きく貢献いただきました。</p> <p>多様な経験と幅広い知見は、今後も当社のグループ経営において必要不可欠であり、引き続き取締役会及び人事・報酬諮問委員会等における積極的な提言や助言を通じて、当社グループのコーポレート・ガバナンス向上への貢献を期待できることから、当社の社外取締役に適任であるとともに、一般の株主と利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定しております。</p>
2	<p>長嶋由紀子氏は株式会社リクルートホールディングスの出身者です。現在は、株式会社リクルートホールディングス及び株式会社リクルートにおいて常勤監査役を務めておりますが、業務執行者ではありません。当社は双方との間に取引関係がありますが、その取引金額は、株式会社リクルートホールディングスの2021年度連結売上収益の0.01%未満、株式会社リクルートの2021年度売上収益の0.001%未満であることに加え、いずれも当社の2022年度連結売上収益の0.01%未満であるため、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。</p> <p>また、同氏は住友商事株式会社の社外監査役を務めております。当社は同社との間に取引関係がありますが、同氏は業務執行者ではありません。同社との取引金額は、同社の2021年度連結売上収益の0.001%未満であることに加え、当社の2022年度連結売上収益の0.001%未満であるため、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。</p>	<p>事業創発や人材派遣領域等の幅広い領域での事業執行・企業経営の経験と、監査役としての経験に基づく客観的な視点を当社の経営に反映していただくとともに、独立・公正な立場からの業務執行の監督に大きく貢献いただきました。</p> <p>経営と監査双方の立場での経験と、それにより培われた高い識見は、今後も当社のグループ経営において必要不可欠であり、引き続き取締役会及び人事・報酬諮問委員会等における積極的な提言や助言を通じて、当社グループのコーポレート・ガバナンス向上への貢献を期待できることから、当社の社外取締役に適任であるとともに、一般の株主と利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定しております。</p>
3	<p>木寺昌人氏は2020年4月30日から2021年3月24日まで当社非常勤アドバイザーとして報酬を受けていたことから、上表「役員の属性」に記載してあります。なお、同報酬は同氏の有する経験・見識に基づく当社経営・事業への助言に対する対価として支払われたものであり、当社所定の独立性基準（年間1,000万円以下）を満たしているため、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。</p> <p>また、同氏は丸紅株式会社の社外取締役を務めております。当社は同社との間に取引関係がありますが、同氏は業務執行者ではありません。同社との取引金額は、同社の2021年度連結収益の0.001%未満であることに加え、当社の2022年度連結売上収益の0.001%未満であるため、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。</p>	<p>長年に亘り、外務省を中心とした官界における要職を歴任し、外交等を通じて培われた豊富な国際経験と国際情勢等に関する高い識見を地政学リスクが高まる世界情勢の中でグローバルに事業を展開する当社グループの経営に反映していただくとともに、更なるコーポレート・ガバナンスの充実を資する助言や監督に大きく貢献いただきました。</p> <p>グローバルベースの多様な経験と幅広い知見は、今後も当社のグループ経営において必要不可欠であり、引き続き取締役会及び人事・報酬諮問委員会等における積極的な提言や助言を通じて、当社グループのコーポレート・ガバナンス向上への貢献を期待できることから、当社の社外取締役に適任であるとともに、一般の株主と利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定しております。</p>
4	<p>庄司哲也氏はエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の出身者です。現在は、同社において相談役を務めておりますが、業務執行者ではありません。当社は同社との間に取引関係がありますが、その取引金額は、同社の2021年度連結収益の0.1%未満であることに加え、当社の2022年度連結売上収益の0.05%未満であるため、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。</p> <p>また、同氏は三菱倉庫株式会社の社外取締役を務めております。当社は同社との間に取引関係がありますが、同氏は業務執行者ではありません。同社との取引金額は、同社の2021年度連結収益の0.05%未満であることに加え、当社の2022年度連結売上収益の0.001%未満であるため、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。</p>	<p>電気通信事業者における代表取締役社長等を歴任して培われた事業執行・企業経営に関する豊富な経験と、企画・人事・グローバル展開・デジタルイノベーションの推進等に関する幅広い識見を、グローバルに事業を展開し、IT/情報セキュリティを今後ますます重要な経営基盤の一つと考える当社グループの経営に反映していただくとともに、独立・公正な立場からの業務執行の監督に大きく貢献いただきました。</p> <p>企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見は、今後も当社のグループ経営において必要不可欠であり、引き続き取締役会及び人事・報酬諮問委員会等における積極的な提言や助言を通じて、当社グループのコーポレート・ガバナンス向上への貢献を期待できることから、当社の社外取締役に適任であるとともに、一般の株主と利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定しております。</p>
5	<p>谷内繁氏は主要株主である財務省での勤務経験がありますが、財務省の要職を退任してから一定期間が経過しており、当社所定の独立性基準（遡及期間5年）及び金融商品取引所が定める独立役員の要件を満たしております。</p>	<p>長年に亘って各省庁における幅広い領域での要職を歴任し、財務や法務等に関する豊富な経験と幅広く深い識見を有しておられます。</p> <p>豊富な経験に裏打ちされた幅広い視野と高い視座は、不確実性が高い事業環境下における当社グループの実効的な監査に大きく寄与いただけるものと判断しております。加えて、常勤監査役かつ社外監査役としての役割を通じて、第三者視点での監査の充実が図られ、当社グループのコーポレート・ガバナンスの更なる向上につながるものと考えていることから、当社の社外監査役に適任であるとともに、一般の株主と利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定しております。</p>

6	<p>該当事項はありません。          稲田伸夫氏は野村證券株式会社の社外取締役を務めております。同社は当社株式を保有していますが、その持株比率は当社の発行済み株式総数の0.04%未満です。また、当社は同社との間に取引関係がありますが、同氏は業務執行者ではないことから、上表「役員の属性」に記載していません。その取引金額は、同社の2021年度連結収益の0.001%未満であることに加え、当社の2022年度連結売上収益の0.001%未満であるため、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。</p>	<p>法曹界及び省庁における要職を歴任し、法務やコンプライアンス等に関する豊富な経験と幅広く深い識見を有しておられます。          豊富な経験に裏打ちされた幅広い視野と高い視座は、不確実性が高い事業環境下における当社グループの実効的な監査に大きく寄与いただけるものと判断するとともに、当社グループのコーポレート・ガバナンスの更なる向上にもつながるものと考えていることから、当社の社外監査役に適任であるとともに、一般の株主と利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定しております。</p>
7	<p>該当事項はありません。</p>	<p>総合金融サービス事業者における執行役員や、当該事業者の子会社における代表取締役社長等を歴任し、企業経営や事業運営等に関する豊富な経験と幅広く深い識見を有しておられます。          豊富な経験に裏打ちされた幅広い視野と高い視座は、不確実性が高い事業環境下における当社グループの実効的な監査に大きく寄与いただけるものと判断するとともに、当社グループのコーポレート・ガバナンスの更なる向上にもつながるものと考えていることから、当社の社外監査役に適任であるとともに、一般の株主と利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定しております。</p>

#### 4. 補足説明

金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、当社の取締役会において制定した「社外役員の独立性基準」では、当社の独立社外役員は、以下に掲げる事項に該当しない者であることを定めております。

1. 当社及び当社の関連会社並びに当社の兄弟会社に所属する者又は所属していた者
2. 当社が主要株主である法人等の団体に所属する者
3. 当社の主要株主又は当社の主要株主である法人等の団体に所属する者
4. 当社の主要な取引先及び当社を主要な取引先とする者（法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
5. 当社の主要な借入先その他の大口債権者（法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
6. 当社の会計監査人又は会計参与である公認会計士若しくは監査法人に所属する者
7. 当社に対し、法律、財務、税務等に関する専門的なサービス又はコンサルティング業務を提供して多額の報酬を得ている者（法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
8. 当社から多額の寄付を受け取っている者（法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
9. 最近において上記2から8のいずれかに該当していた者
10. 以下の各号に掲げる者の近親者
  - (1) 上記2から8に掲げる者（法人等の団体である場合は、当該団体において、重要な業務を執行する者）
  - (2) 当社及び当社の関連会社並びに当社の兄弟会社の取締役、監査役、会計参与、執行役員、執行役員又は従業員
  - (3) 最近において(1)又は(2)に該当していた者

#### (注釈)

- ・ 当社が主要株主である法人等の団体
  - ・ 当社が、発行済み株式総数の10%超を保有している法人等の団体
- ・ 当社の主要株主／主要株主である法人等の団体
  - ・ 当社の発行済み株式総数10%超を保有している者／法人等の団体
- ・ 当社の主要な取引先／当社を主要な取引先とする者
  - ・ 事業年度において、当社との間で当社連結売上高の2%超の取引がある者／当社との間で取引先の連結売上高の2%超の取引がある者
- ・ 当社の主要な借入先その他の大口債権者
  - ・ 当社事業報告「企業集団の主要な借入先」に記載している金融機関及び過去の大型M&A時等にリリース資料等において借入先、主幹事会社等として記載した金融機関
- ・ 当社に対し、法律、財務、税務等に関する専門的なサービス又はコンサルティング業務を提供して多額の報酬を得ている者
  - ・ 当社に対し、法律、財務、税務等に関する専門的なサービス又はコンサルティング業務を提供して事業年度に1,000万円超の報酬を得ている者
  - ・ 法人等においては、事業年度における年間総収入の2%以上。ただし2%未満であっても、当該専門家が直接関わっている役員提供の対価が1,000万円を超える場合は多額とする
- ・ 当社から多額の寄付を受け取っている者
  - ・ 当社から、事業年度に1,000万円超の寄付を受け取っている者。その者が法人等の団体である場合は、事業年度に1,000万円又は当該団体の年間総収入額若しくは連結売上高の2%のいずれか高い額を超える寄付を受け取っている当該団体に所属する者
- ・ 近親者
  - ・ 配偶者及び2親等以内の親族
- ・ 重要な業務を執行する者
  - ・ 役員、部長クラスの者
- ・ 遡及措置（「最近において」の判断基準）
  - ・ 過去5年を遡及期間とする

なお、上記注釈にかかわらず、対象者の過去及び現在の従業の状況を調査検討した結果、実質的に独立性があると判断される場合には、取締役会の承認を経て、当該人物を、独立性を有する社外役員とする場合がある。その場合は、判断理由を対外的に説明するものとする。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。